

## 田川市有料広告事業実施要綱

平成22年4月28日

田川市告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の財産を広告媒体として活用することにより、市の新たな財源を確保するとともに、民間企業等との協働、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の財産への民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の財産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する印刷物

イ 市のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる財産で市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載等 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告主 広告掲載する者（広告取扱業者を通じて広告掲載する者を含む。）をいう。

(4) 広告取扱業者 広告代理業を営む者、広告看板等の製作者及びこれらに類する者をいう。

(市有財産の適正な利用)

第3条 広告主及び広告取扱業者（以下「広告主等」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、田川市行政財産使用料条例（昭和39年条例第26号）、田川市財務規則（平成13年規則第14号）その他の法令等の定めるところにより、当該市有財産を適正に利用しなければならない。

(広告掲載の基準)

第4条 広告掲載等の基準は、市長が別に定める。

(広告取扱業者への委託)

第5条 市長は、広告媒体を活用した広告事業を広告取扱業者に委託することができる。

(広告取扱業者の決定)

第6条 前条の規定により広告取扱業者に委託しようとするときは、入札、その他適法な

方法によって選定しなければならない。

(広告の募集)

第7条 市長は、広告掲載の募集又は入札をするときは、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告媒体の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 申込期間及び方法
- (5) 掲載する広告の選定方法
- (6) 広告掲載に係る料金に関する事項
- (7) その他市長が定める事項

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告掲載を行おうとする者(広告取扱業者を含む。以下「申込者」という。)は、田川市有料広告掲載申込書(様式第1号)及び広告案を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要に応じて第4条の規定に適合していることを確認するため書類の提出を求めることができる。
- 3 第5条により広告事業を広告取扱業者に委託したときも、前項と同様とする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、田川市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は田川市有料広告非掲載決定通知書(様式第3号)により速やかに申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の掲載決定に際し、広告掲載に係る広告の内容若しくは仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。
- 3 広告掲載の申込みが当該広告枠の予定数を超えたときは、次の順位により決定する。ただし、同順位のものがある場合は、申込みの市への到達が早いものを優先する。
  - (1) 市内に事業所等を有する公益法人及び私企業のうち公共性の高い業種のもの
  - (2) 市内に事業所等を有する私企業、自営業者及び団体
  - (3) 上記順位以外の公益法人、私企業、自営業者及び団体
  - (4) 前3号に掲げるもの以外で、市長が認めるもの

4 広告掲載の申込者に市税その他の徴収金に滞納があるときは、広告掲載等を認めない。  
ただし、滞納が完納された場合は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 広告主等は、広告掲載決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(広告主等の責務)

第11条 広告主等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利の処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が広告掲載決定又は当該決定に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主等は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

3 広告主等は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）に規定する許可を受けなければならない。

4 広告主等は、広告内容に関する問合せ先を必ず明記しなければならない。

(広告掲載の料金)

第12条 広告掲載の料金は、入札による場合を除き広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 広告掲載の料金は、月額を基本とし、広告掲載を開始する日が月の初日でない場合、又は広告掲載を終了する日が月の末日でない場合における当該月の広告掲載の料金は、30日を1月として日割計算した額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 広告掲載の料金は、市長が定める期日までに納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主等への催告等を行わずに広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載承認後のやむを得ない事情により広告掲載に支障が生じたとき。
- (2) 広告掲載料金を定められた期日までに納付しなかったとき。

- (3) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (4) 広告主等が市の信用を失墜し、業務の妨害、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
- (5) 広告主等が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (6) 広告主等の市税その他の徴収金に滞納が認められたとき。
- (7) 広告主等の倒産、破産等により広告掲載をする必要がなくなったとき。
- (8) 広告主等が書面により掲載取下げを申し出たとき。
- (9) 広告主等が第9条第2項の規定による指示又は条件に反したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載決定の取消したときは、速やかに田川市有料広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主等に通知しなければならない。

（広告掲載料金の還付）

第14条 既納の広告掲載料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 広告主等の責めによらない理由により広告掲載ができない場合
- (2) 広告主等が広告掲載決定の取消しを願い出て、相当の理由があると認められる場合
- (3) その他市長が特に認める場合

2 前項の規定により返還する広告掲載料金は、掲載を取り消した日までの広告掲載料金を算定し、その算定額と既納の広告掲載料金との差額とする。

3 前項の規定により掲載を取り消した日までの広告掲載料金の算定は、第12条第2項の例による。

（広告物の撤去等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自ら広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主等が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 第13条の規定により、広告掲載の決定を取り消された者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (3) 広告主等が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告主等の負担とする。ただし、前項第3号に規定する場合において、市長が特に認めるときは、広告主等の負

担としないことができる。

(広告を掲載した物品等の受入れ)

第16条 広告を掲載した物品等の寄附の申入れがあった場合において、当該寄附者と協定書を取り交わした後、寄附を受け入れることができる。ただし、次の各号を条件とする。

- (1) 広告の基準は第4条の例による。
- (2) 寄附者の責務は第11条の例による。
- (3) 寄附を受け入れた物品等に寄附者の責めによる理由により問題が生じた場合は、当該物品等の回収及び代替の物品等の提供をすること。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成27年12月27日告示第137号)

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月4日告示第125号)

この告示は、平成27年9月10日から施行する。

年 月 日

田 川 市 長 殿

所在地

名 称

代表者役職名・氏名

申込者 担当者氏名

連絡先 電話番号

FAX 番号

E-mail

田川市有料広告掲載申込書

田川市広告事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。申し込みに当たっては、田川市広告事業実施要綱を遵守します。

また、市税その他の徴収金の納付状況を確認することについても同意します。

記

1 業種

2 掲載希望期間 年 月 日から 年 月 日まで( 箇月)

3 広告媒体等

4 広告の内容

5 添付書類

- (1) 事業者にあつては、当該事業の概要がわかる書類
- (2) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し
- (3) 申込者が広告取扱業者の場合は、依頼者の名称等がわかる書類
- (4) 役員等調書及び照会承諾書

第 号  
年 月 日

殿

田 川 市 長

田川市有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました田川市有料広告掲載については、下記のとおり掲載することに決定しましたので、通知します。

つきましては、下記により手続きくださいますよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 事業者名
- 2 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月）
- 3 掲載料金 円
- 4 掲載料金の納入 年 月 日までに、同封の納入通知書により、指定の場所でお支払ください。
- 5 掲載原稿の提出 年 月 日までに、掲載原稿（電子データ含む。）を提出してください。
- 6 その他

様式第3号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

殿

田 川 市 長

田川市有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました田川市有料広告掲載については、下記の理由により、掲載しないことと決定しましたので、通知します。

記

1 事業者名

2 掲載できない理由



様式第4号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

殿

田 川 市 長

田川市有料広告掲載取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定しました田川市有料広告掲載については、下記の理由により取り消すこととなりましたので、通知します。

記

1 事業者名

2 取り消す理由